No	本編	添付 資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	วี 1	(1)	ア	(7)	а	(a)	項目等	修正前					修正後				
														表 7 利用料金の目安 (上限額)					表 7 利用料金の目安 (上限額)				
																	夜間照明使用料				1面1時間(税込)	夜間照明使用料	
														施設名	区分	一般	(1面1時間)(税込)		施設名	区分	一般 (1面1時間)(税込)	(1面 1時間) (税込)	
														庭球場	市内	500円	350円		庭球場	市内	500円	350円	
					第1章										市外	1,000円	700円			市外	1,000円	700円	
														フレキシブルコ ート (テニス利 用)		900円	350円		フレキシブルコ ート(テニス利 用)	1	900円	350円	
						重 第10節		(2)							市外	1,800円	700円			गर	1,800円	700円	
														フレキシブルコ		5,470円	700円		フレキシブルコ ート(テニス以外		5,470円	700円	
														ート(テニス以外 の利用)	市外	10,940 円	1,400円		の利用)	市外	10,940円	1,400円	
				20										多目的広場(メイ	市内	1.380円	2,160円		多目的広場(メイ	市内	1.380円	2,160円	
1	0						i 4						利用料金	ک)	市外	2,760円	4,320円		ン)	市外	2,760円	4,320円	
1 '													<b>利用符</b> 並	陸上競技場(占	市内	1,100円	2,160円		陸上競技場(占		1,100円	2,160円	
														有)	市外	2,200円	4,320円		有)	市外	2,200円	4,320円	
														陸上競技場(個	市内	100円 (2時間)	_		陸上競技場(個 人) 多目的広場(サ		100円(2時間)	_	
								l						2	市外	200円 (2時間)	_			市外	200円(2時間)	_	
														多目的広場(サ	- 市内	650円	1,440円				650円	1,440円	
														ブ)	市外	1,300円	2,880円	3971	1,300円	2,880円			
															市内	1,220円	_		弓道場 (占有)	市内	1,220円		
								i						弓道場 (占有)	市外	2,440円	_			市外	2,440円	_	
															市内	170円	_		弓道場 (個人)	市内	170円	_	
														弓道場(個人)	市外	340円	_		諸室等	市外		- こと細章を書せる	
														駐車場		周辺の相場を踏る	まえた提案を求める		諸 <b>宝等</b> 周辺の相場を踏まえた提案を求める  駐車場 周辺の相場を踏まえた提案を求める				
														エ 計画地に隣接する既存の住宅に配慮した施設配置とす									
2	0			25	第2章	5 第3節	5 1		ェ				施設配置の考 え方	エ 計画地に隣接する既存の住宅に配慮した施設配置とすること。具体的には、既存の住宅から10m以上の緩衝緑地帯を整備 すること。具体的には、既存の住宅から10m以上の緩衝緑地帯を整備 すること。また、緩衝緑地帯については落葉の少ない樹種を選定 する等の配慮をすること。なお、プライバシーに配慮したフェンスを 設置するなど、適切な処置を行う場合は緩衝緑地帯の幅を減らす 提案も可能とし、詳細については、近隣住民等と協議を行った上で決定すること。									
3	0			37	第2章	第3節	5 8	(2)					按视坦路	<ul> <li>□ 中道総合連勤公園線の道路排水の一部について、本施設の流域面積に入れて計画を行うこと。(添付資料6 市道総合運動公園線流域図参照)</li> <li>園線流域図参照)</li> <li>団 周辺道路の市道車子地面線と本体設で享任美が生じた際に</li> </ul>								一部について、本施設の 付資料6 市道総合運動公 設で高低差が生じた際に るか、擁壁や補強土壁等を 落防止柵やガードレール	
4	0			62	第4章	5 第4節	זֿ	(1)						(1) 事業者は、開園準備業務期間中に、本施設の供用開始に伴う開園式典及び開園記念イベント(以下「開園式典等」という。)を企画し、本市と協議の上、実施する。  (1) 事業者は、開園準備業務期間中に、本施設の供用開始に伴工事完了時及び2期工事完了時)に伴う開園式典及び開園イベント(以下「開園式典等」という。)を企画し、本市と協議の実施する。								う開園式典及び開園記念	